



あいわ通信

あいわ総合司法書士事務所

～事務所からのお知らせや知って得する法律情報をお届けします～

ごあいさつ

こんにちは、司法書士の椎名尚文です。今月もあいわ通信をお届けいたします。

弊事務所では、小さな事件でもお客様の立場に立って、事件解決に向けて誠実に対応しております。もし、お悩みごとなどございましたら、お気軽に弊事務所までご相談ください。今後とも、よろしくお願いいたします。



30周年記念祝賀会

去る11月10日、弊事務所の所長・椎名尚文の開業30周年記念祝賀会を、弊事務所から独立した司法書士7名をお招きして、ささやかではありますが開催いたしました。開業30周年を迎えることができたのも、依頼者の皆さまが弊事務所をご指示いただいたお陰と、心より感謝しております。改めてお礼申し上げます。

この機会に、弊事務所一同、「真の市民のための法律家を目指す」という目標を再確認し、開業当初からの以下の5つの方針に基づいた事務所運営を行うように努めます。

・相談しやすい事務所であること

電話相談・面談相談とも相談は無料です。

また、ご予約頂ければ、夜間や休日の面談相談も行います。

・依頼を断らない事務所であること

紹介者がいない・お金にならない・面倒だなどの不当な理由でお断りすることはいたしません。

せっかく司法書士事務所を探して連絡したのに断られた、ということを極力無くします。

・利用しやすい費用体系であること

費用は低廉であることを旨とします。

また、債務整理等の案件では、着手金不要・費用の分割払いも可能です。

・小さな依頼でも誠実に対応すること

他人から見れば小さなことでも、当事者は深く悩んでいることがあります。

どんな小さな事件でも、お客様の立場に立って、事件解決に向け誠実に対応いたします。

・偉くない事務所であること

専門家だからと、お客様に対し、威張ることや居丈高になることなどは論外です。

利用する人の目線からの発想を大事にします。そして、事件解決のためには労力を惜しみません。

どうか面倒と思われる業務でもお気軽にご依頼いただければと思います。今まで以上に皆様のお役に立てるように、一層努力する所存です。



及川洋平から椎名尚文（所長）
への記念品贈呈



消 滅 時 効 の 援 用

これまで何度かご紹介した消滅時効について、ご相談を受けることが多いため、今月のあいわ通信でもご紹介させていただきます。

- 長期間支払いをストップしていたところから請求書が届いた
- 聞いたこともない業者から請求書が突然届いた

このような場合も、5年又は10年以上、借金の返済をしていない場合、消滅時効の援用で借金問題を解決できる場合があります。

債務の支払いを様々なご事情でストップしてから、数年あるいは10年以上経過してから多額の損害金を付した請求書が消費者金融や債権回収会社から送られてくることがあります。また、請求してくる債権者はもともと貸付けを行った債権者とは限りません。債権を譲り受けたとして聞いたことのない業者からも請求がくることがあります。業者に連絡をする前に、請求書の内容をよく見てください。

元本は数十万円なのに、損害金は100万円を超えている。最後に借りた日、返済をした日が、5年以上前である。「連絡がない場合は法的手続きをとる」と記載しているのに、「和解に応じる用意がある」「〇〇万円に減額する」などの記載がある。

このような場合、債権が時効により消滅している可能性が高いです。消滅時効援用の通知を送ることで、借金を支払う必要がなくなります。

ただし、せっかく消滅時効の期間が満了していても、借金があることを認めてしまうと（たとえば1000円でも支払ってしまう）、進行した時効期間の計算が振り出しに戻ってしまうことがあります。その結果、消滅時効の手続きをとることができなくなってしまうのです。

したがって、長期間支払いをストップしていた業者から請求書が届いた場合、業者に連絡する前に司法書士や弁護士にご相談をすることをおすすめいたします。

遺言の付言事項について

遺言書には、「誰に遺産を相続させるか」という事項以外にも、家族への思いなども記載することができます。これを付言事項と言います。この付言事項があることで、相続人も故人（遺言者）がなぜ、このような遺言を残したのか知ることができ、トラブルを予防することができます。亡くなった後に、どうしてこのような遺言を作成したのかを説明することはできません。遺言の内容によっては、付言事項を書いておくことで、スムーズに遺言の内容を実現できる場合があります。

遺言書には、記載することで法的効力が認められる法定遺言事項と、記載しても法的効力が認められない付言事項があります。

法定遺言事項は、相続分の指定、遺産分割方法の指定など財産の処分・分配に関する事項、子の認知、相続人の廃除など相続人の身分に関する事項で、その書き方は法律によって定められています。

付言事項は書き方は自由で、なんでも書くことができますが、受け取った家族の気持ちを考えずに書いてしまうと、家族の関係を悪化させてしまうこともありますので注意が必要です。

付言事項を書く場合には、否定的な言葉はあまり書かないように注意して、家族への感謝の気持ちを記載し、遺言を作成しようと考えた理由やどうしてこの遺産配分にしたのか等、遺言作成の経緯を書くのが良いと思います。また、遺言の趣旨が曖昧になってしまうため、あまり多くのことを書くのも避けた方が良いでしょう。

弊事務所でも、付言事項があったおかげで、遺言執行がスムーズに進んだケースもあります。遺言についてお悩みがありましたら、弊事務所までご相談ください。



ニュースレターをお読み頂きありがとうございます。ご意見・ご感想がありましたら、なんなりとお寄せください。（担当：司法書士 高井和馬）


あいわ総合司法書士事務所



〒001-0032

札幌市北区北32条西4丁目1番7号コウメイビル2階

TEL : 011-738-1101 Fax : 011-738-1107

URL : <http://www.aiwas.jp/>

e-mail : info@aiwas.jp

